

平成19年（排）第16号

排 除 命 令 書

大阪府中央区常盤町一丁目3番8号

株式会社コジット

同代表者 代表取締役 久 保 博 一

公正取引委員会は、上記の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 株式会社コジットは、取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している別表の「商品」欄記載のヘナ配合の染毛料12品目の取引に関し、一般消費者の誤認を排除するために、同表の「番号」欄1ないし10記載のヘナ配合の染毛料については同表の「表示期間」欄記載の期間に当該染毛料の包装箱において、また、同表の「番号」欄11及び12記載のヘナ配合の染毛料については同表の「表示期間」欄記載の期間に当該染毛料の包装箱及び容器においてそれぞれ行っている、あたかも、これらのヘナ配合の染毛料にヘナによる染毛効果があるかのように示す表示は、事実と異なるものであり、かかる表示は、これらのヘナ配合の染毛料の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受けなければならない。
- 2 株式会社コジットは、今後、前項記載のヘナ配合の染毛料又はこれらと同種の染毛料の取引に関し、同項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- 3 株式会社コジットは、今後、第1項記載のヘナ配合の染

毛料又はこれらと同種の染毛料の取引に関し、同項の表示と同様の表示を行うことにより、当該染毛料の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

- 4 株式会社コジットは、第1項に基づいて行った公示及び第2項に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事 実

- 1 株式会社コジット（以下「コジット」という。）は、肩書地に本店を置き、化粧品等の製造販売業を営む事業者である。
- 2 (1) コジットは、別表の「商品」欄記載のヘナ配合の染毛料12品目（以下「ヘナ染毛料」という。）を、取引先販売業者を通じて一般消費者に販売している。
(2) コジットは、ヘナ染毛料の包装箱及び容器の記載内容を自ら決定している。
(3) ヘナは、北アフリカから南西アジア等の地域にかけて広く分布している低木で、その葉を乾燥、粉碎したもの等が染毛料やヘアトリートメントの成分として利用されており、一般に、染毛効果、髪の傷みを補修する効果及び髪の水分の流出を防ぐ保湿効果があるといわれている。
また、ヘナは、一般に「ヘナ」、「ヘンナ」、「HENNA」、「Hena」などと表記されている。
- 3 コジットは、ヘナ染毛料を一般消費者に販売するに当たり、別表記載のとおり、例えば、同表の「番号」欄1記載の「ヘナ白髪かくし ブラウン」と称するヘナ配合の染毛料について、平成15年2月ころから平成18年7月ころまでの間、当該染毛料の包装箱（別添写し）の表面に「髪にやさしい 天然 インドヘナ 配合」、「植物色素で髪を傷めずにはえぎわの白髪をサッとお手入れ。」と、裏面に「天然 髪にやさしい インドヘナ 配合」、「天然の植物色素で髪や頭皮を傷めずにはえぎわの白髪をカラーリング。」、「ヘナとは？ インド・エジプトなどの熱帯地に自生する低木で、髪に優しいトリートメント効果と、カラーリング効果のダブルメリットがあります。天然の植物色素が髪のタンパク質にからみついて定着しダメージを補修しながら、自然な髪色に。」と、左側面に「天然 インドヘナ 配合」と、それぞれ記載することにより、あたかも、ヘナ染毛料に配合されているヘナによる染毛効果があるかのように示す表示をしているが、実際

には、当該染毛料におけるヘナの配合比率は極めて低いものであることから、ヘナによる染毛効果はほとんどないものであった。

法 令 の 適 用

上記事実によれば、コジットは、ヘナ染毛料の内容について、不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律（平成15年法律第45号）附則第1条ただし書に規定する施行の日前に係る表示にあっては、実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであり、かかる行為は、同施行の日前に係る表示についてなお従前の例によることとする同法附則第2条の規定により、改正前の景品表示法第4条第1号の規定に、また、同施行の日以後に係る表示にあっては、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって、かかる行為は、景品表示法第4条第1項第1号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成19年6月26日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委 員 三 谷 紘

委 員 山 田 昭 雄

委 員 濱 崎 恭 生

委 員 後 藤 晃

別 表

番号	商 品	表 示 期 間	表 示 媒 体		表 示 内 容
1	ヘナ白髪かくし ブラウン	平成15年2月ころから平成18年7月ころまで	包装箱		表面に「髪にやさしい 天然 インドヘナ配合」,「植物色素で髪を傷めずにはえぎわの白髪をサッとお手入れ。」 裏面に「天然 髪にやさしい インドヘナ 配合」,「天然の植物色素で髪や頭皮を傷めずにはえぎわの白髪をカラーリング。」,「ヘナとは? インド・エジプトなどの熱帯地に自生する低木で、髪に優しいトリートメント効果と、カラーリング効果のダブルメリットがあります。天然の植物色素が髪のタンパク質にからみついて定着しダメージを補修しながら、自然な髪色に。」 左側面に「天然 インドヘナ 配合」
2	ヘナ白髪かくし ブラック	平成15年2月ころから平成18年7月ころまで			
3	ヘナヘアクリーム ブラウン	平成16年3月ころから平成19年1月ころまで	包装箱		表面に「ヘナ(植物色素)とイオンカラー(カラー成分)で、髪を傷めず根元から自然な色に!」,「天然 髪にやさしい インドヘナ + 新成分 イオンカラー 配合」 裏面に「ヘナ(天然の植物色素)+新成分イオンカラー(カラー成分)で髪を傷めず根元から自然な色に。」 左側面に「インドヘナ + イオンカラー」,「ヘナとは? インド・エジプトなどの熱帯地に自生する低木で、髪に優しいトリートメント効果と、カラーリング効果のダブルメリットがあります。天然の植物色素が髪のタンパク質にからみついて定着しダメージを補修しながら、自然な髪色にしていきます。」 右側面に「インドヘナ + イオンカラー」
4	ヘナヘアクリーム ブラック	平成16年3月ころから平成18年11月ころまで			
5	ヘナヘアクリーム ライトブラウン	平成16年3月ころ以降			
6	ヘナヘアクリーム ダークブラウン	平成16年11月ころから平成18年11月ころまで			
7	ヘナヘアクリーム アッシュブラウン	平成17年6月ころ以降			
8	ヘナヘアクリーム ピンクブラウン	平成17年6月ころ以降			
9	ヘナスティック白髪かくし ブラウン	平成16年7月ころから平成18年11月ころまで	包装箱		表面に「髪にやさしい 天然 インドヘナ + ログウッドエキス 配合」 裏面に「天然 インドヘナ + ログウッドエキス 配合」,「天然の植物色素配合。髪を傷めずにはえぎわの白髪をカラーリング」,「ヘナとは インド・エジプトなどの熱帯地に自生する低木で、髪に優しいトリートメント効果と、カラーリング効果のダブルメリットがあります。天然の植物色素が髪のタンパク質にからみついて定着しダメージを補修しながら、自然な髪色に。」
10	ヘナスティック白髪かくし ブラック	平成16年7月ころから平成19年4月ころまで			
11	ヘナクイックカラーフォーム ブラック	平成17年7月ころ以降	包装箱・容器	包装箱	表面に大きく「HENNA」,「天然ヘナ+カーボンカラー 配合」,「ヘナとカーボンカラーでカラースタイリング!」 裏面に「天然ヘナ+カーボンカラー配合」,「天然ヘナとカーボンカラーで、自然にカラーリング。」 左側面に「ヘナとは? ヘナとは、インド・エジプトなどの熱帯地に多く自生する低木。古代より髪や身体を染める天然染料として使われており、現在ではトリートメント効果が注目されています。自然の植物からできているので“お肌にもやさしい”というのが最大の特徴です。」
12	ヘナクイックカラーフォーム ダークブラウン	平成17年7月ころ以降		容器	表面に大きく「HENNA」(包装箱の表面の透明部分から容易に見える部分)